

「テロ対策特別措置法案」と「自衛隊法改正案」の廃案を求める声明

2001年10月19日

民主主義科学者協会法律部会理事会

9月11日にアメリカで起こったテロ行為と、それに対するアメリカ政府の軍事的対応によって、いま世界は大きな岐路に立たされている。私たちは、暴力に対して暴力が応える世界か、人間の尊厳の実現をめざす法による解決を求める世界か、の選択を迫られている。

地球上のすべての人々は、人間として尊重され、平和のうちに生存する権利を有している。私たちは、このことを断固として擁護する立場に立つがゆえに、まず何よりも9月11日のテロ行為を糾弾する。しかし同時に、テロ行為に対するアメリカ政府の軍事的対応、およびこれに全面的に追隨する日本自衛隊参戦の動きに強く反対する。

そもそもテロ行為は、その目的や背景の如何を問わず許すことのできない犯罪である。国際社会は、テロ行為根絶のためにこれまでもさまざまな法的努力を積み重ねてきた。こうした努力は、今こそ強められなければならない。

しかしながらテロ行為を理由としてアメリカ政府などがすすめている軍事行動は、国連憲章51条が定める自衛権行使にはあたらず、直ちに停止されねばならない。国際社会は、二つの世界大戦などの経験を踏まえ、武力行使を違法なものとし、国際紛争を非暴力的に解決する努力を積み重ねてきた。

その世界的達成の法的表現こそが国連憲章の集団安全保障であり、その下で確認された人間の安全保障の理念である。アメリカの軍事行動は、こうした国際社会の長年にわたる努力をないがしろにする違法なものであり、アメリカ政府は軍事行動を直ちに打ち切るべきである。

またそれは、大規模なテロ行為という新しい事態に対応するためのものだとしても、グローバル化した世界の中に展開しているテロ行為を根絶する上で無効であるだけでなく、不可避免的に一般市民をまきぞえにし、すでに数百万人にのぼる難民をさらに増やすことから、全く正当性のない蛮行といわなければならない。

このような国際法違反のアメリカの軍事行動に協力するとすれば、それはアメリカと同様に国際法に違反することになる。ところが小泉内閣は、アメリカの武力行使に積極的に協力し、一挙に自衛隊を参戦させる実績をつくろうとしている。マスコミの中にもこれに無批判に追隨する動きがある。こうした動きに対し、私たちは強い批判と懸念を表明するものである。

現在国会で審議されている「テロ対策特別措置法案」は、米軍などの軍事行動に対して自衛隊が「協力支援活動」を行うことができるとし、自衛隊の活動領域を一挙に「外国の領域」にまで広げ、その武器使用要件を「自己の管理の下に入った者」の生命、身体の防護にまで拡大している。このことは「戦闘が行われていない地域」という限定を無意味なものとし、自衛隊が慣習国際法上の交戦者の地位に立って、武器使用、すなわち武力行使を行うことを意味する。法案に示された「協力支援活動」は、いずれも現実の戦闘行動に不可欠の一環であるから、これらの活動を通じて自衛隊は、事実上戦争に参加することになる。その意味で同法案は、「報復戦争参加法案」というべきものである。また法案は、自衛隊のこの支援活動にたいし、国会の事前承認すら求めず、ただひたすらに参戦実績づくりを急ぐものとなっている。

同時に提案されている自衛隊法改正案は、治安出動前の「警護出動」「情報収集活動」を新設し、その際の武器使用を事実上無制限に可能としており、またかつて「国家秘密法」「スパイ防止法」などとして試みられた「防衛秘密」規定を設け、その漏洩に対して重い刑を科している。これらは、いわゆる有事立法の中核部分を形成し、民主主義的政治過程および市民的自由にたいして深刻な脅威を及ぼすものである。

この二つの法案は、戦闘活動と一体となった海外での自衛隊の活動を拡大することを通じて、自衛隊の参戦を可能とし、国内体制においても軍事部門の位置を著しく高め、日本国憲法の平和主義原理にたいする蹂躪を新たな段階に進めるものといわなければならない。

もしこれらの法案が成立し、自衛隊が派遣されることになれば、それは平和

憲法の下での日本の軍事組織によるはじめての武力行使への参加となる。それは未だに第二次世界大戦の戦争責任を果たしていない日本とアジア諸国の民衆との間の平和的信頼関係の構築にとって、重大な障害をつくりだすものとなるう。

以上の観点から私たちは両法案の廃案を強く求めるものである。

日本国憲法の実定法規に関する理性的討議を「神学論争」と揶揄してこれを排除し、十分な国会審議と国民的討論もなしに、憲法の根幹を覆しかねない重要な改変を、やみくもに推し進めようとする事それ自体が、わが国における民主主義にたいする危険な挑戦である。

私たちは、許しがたい9月11日事件の背景を考えると、そこに新自由主義的なグローバル化の下でいっそう深刻化している世界の貧困と格差という構造的暴力、そしてそこで生じる紛争にたいするアメリカ政府を先頭とする軍事的抑圧があることを見過ごすことができない。こうした不公正と暴力にたいして、人間らしい生活と平和を求める世界各地の民衆の運動は、この間、人間の安全保障を最優先する非暴力の国際協力と連帯運動こそが必要であることを確かめてきた。この立場は、まさに日本国憲法が、その前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、憲法第九条が国際紛争解決手段としての戦争と武力による威嚇または武力行使を放棄し、戦力不保持と国の交戦権の否認を定めた立場に他ならない。このような軍事力によらない人間の平和保障の立場こそが、グローバル化した世界の中に存在するテロ行為を究極的に根絶していくうえでもとられべき立場である。

このような平和主義の憲法を有しているにもかかわらず、経済大国として大きな影響力をもつわが国が、海外において軍事力を行使することは、人間の安全保障の理念に逆行するものである。

日本はいまこそ平和主義の憲法をもつ国家として、この憲法の原点にたつて、平和的手段によってテロ行為根絶のため積極的に貢献すべきである。

